

第3期 西ノ島町子ども・子育て支援事業計画

育てよう 子どものこころとからだ 未来につなぐ架け橋を



令和8年3月
西ノ島町

目 次

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的 1
2. 計画の位置づけ 1
3. 計画の期間 2
4. 計画策定体制 2

第2章 子どもを取り巻く現状

1. 人口の推移と世帯数の推移 3
2. 出生数と合計特殊出生率の推移 3
3. 女性の就労状況 4
4. アンケート調査から見られる現状 5

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念 20
2. 基本目標・施策の方向性 20

第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定 21
2. 教育・保育、地域の子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方 21
3. 教育・保育の量の見込並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 21
4. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期 24

第5章 計画推進に向けて

1. 計画の推進体制 34
2. 計画の進行管理 34

第1章 計画策定の目的と位置づけ

1. 計画策定の目的

本町においては、令和2年3月に「第2期西ノ島町子ども・子育て支援事業計画」(以下、「前回計画」という)を策定し、子育て支援施策を推進してきました。

その間においても、全国的に出生数は年々減少し、令和5年の全国の出生数は72.7万人と過去最少となりました。本町においても出生数は年々減少しており、それに伴う人口減少に歯止めがかからない状況です。

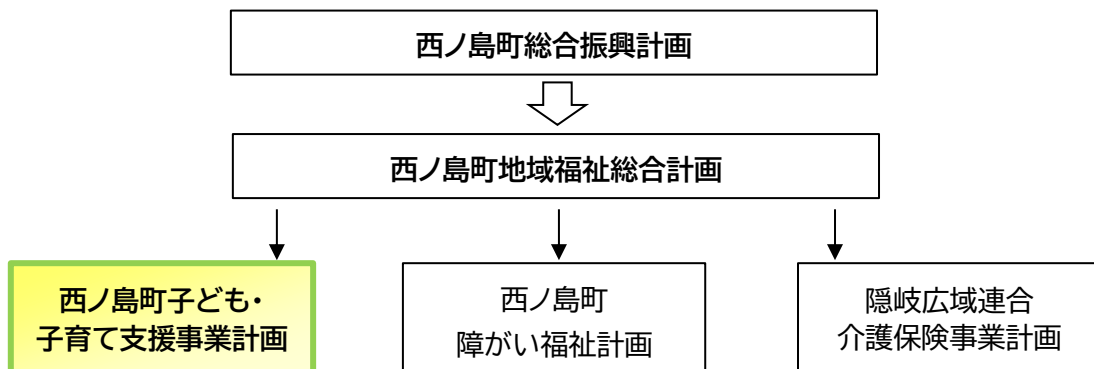
子どもや子育て家庭の数だけそれぞれのライフスタイルや価値観があり、それに伴う課題やニーズがあります。女性の社会進出に伴う保育のニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により子育てに不安を抱える保護者の増加等、子育てを取り巻く地域や家庭の状況もまた変化し続けています。

近年の社会潮流や本町の子どもを取り巻く現状、前回計画の進捗状況等を踏まえ、西ノ島町の子どもとその親が幸せに生き続けることができるよう、子どもの育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的とし、『第3期西ノ島町子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に規定される計画で、教育・保育、地域子ども子育て支援についての需要計画であり、年度ごとの教育・保育サービスおよび地域子育て支援事業量の見込と確保の方策を定める計画です。

また、上位計画である「西ノ島町総合振興計画」と、福祉の総合計画である「西ノ島町地域福祉総合計画」また、既存の各種関連計画との整合性を図ります。



3. 計画の期間

本計画の計画期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化が生じた場合には、必要に応じて計画の見直しを行います。

4. 計画策定体制

(1)西ノ島町子ども・子育て会議

本計画の策定に当たっては、西ノ島町子ども・子育て会議において検討を行いました。委員には、子どもの保護者をはじめ、保育園や小学校の代表者、子ども・子育て支援に係る事業の代表者等に就任していただき、子育て支援策の検討に際して貴重なご意見をいただきました。

(2)西ノ島町子育て支援アンケート調査の実施

本計画を策定するにあたっての基礎資料として、就学前のお子さんや小学生のお子さんをもつ保護者のニーズや子育て支援サービスの利用状況、利用意向、町の施策への意見等を把握するため、「西ノ島町子育て支援アンケート調査」を実施しました。

第2章 子どもを取り巻く現状

1. 人口の推移と世帯数の推移

本町の人口は、令和7年1月末現在2,488人であり、平成12年から1,316人の減少(平成12年を100.0とした場合65.4)となっています。出生数の減少や若者の都会地への流出に伴い過疎化が進展し、人口減少が顕著に進行しています。

一方、1世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成12年の2.33から令和7年で1.69となっています。人口と1世帯あたり構成人口の減少は、少子化はもとより、核家族化や高齢化率の進展に伴う独居の高齢者世帯・高齢者のみの世帯も減少していることが影響しているものと思われる。

【人口・世帯数の推移】

〔単位:人、%〕

	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年	R7年
人口(人)	3,804	3,486	3,136	3,027	2,788	2,488
世帯数(世帯)	1,634	1,568	1,477	1,499	1,427	1,473
世帯人員(人/世帯)	2.33	2.22	2.12	2.02	1.95	1.69
人口増減率(%)	100.0	91.6	82.4	79.6	73.3	65.4
世帯数増減率(%)	100.0	96.0	90.4	91.7	87.3	90.1

資料:R2年までは国勢調査、R7年は住民基本台帳(R7年1月末時点)

※増減率は、H12年を100.0とした場合の割合を示す。

2. 出生数と合計特殊出生率の推移

本町の出生数は、年によって変動があるものの、概ね15名前後で推移していました。しかし、近年では10名以下と減少傾向にあります。

合計特殊出生率は、横ばい傾向となっています。隠岐圏域全体で見ると、島根県よりも高値で推移しています。

【出生数の推移】

〔単位:人〕

	H17年	H22年	H27年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
西ノ島町	10	19	18	14	10	16	8	8
隠岐圏域	166	150	163	110	111	114	—	—
島根県	5,697	5,756	5,551	4,473	4,415	4,161	—	—

資料:R4年までは島根県「島根の母子保健」、R5年からは健康福祉課資料

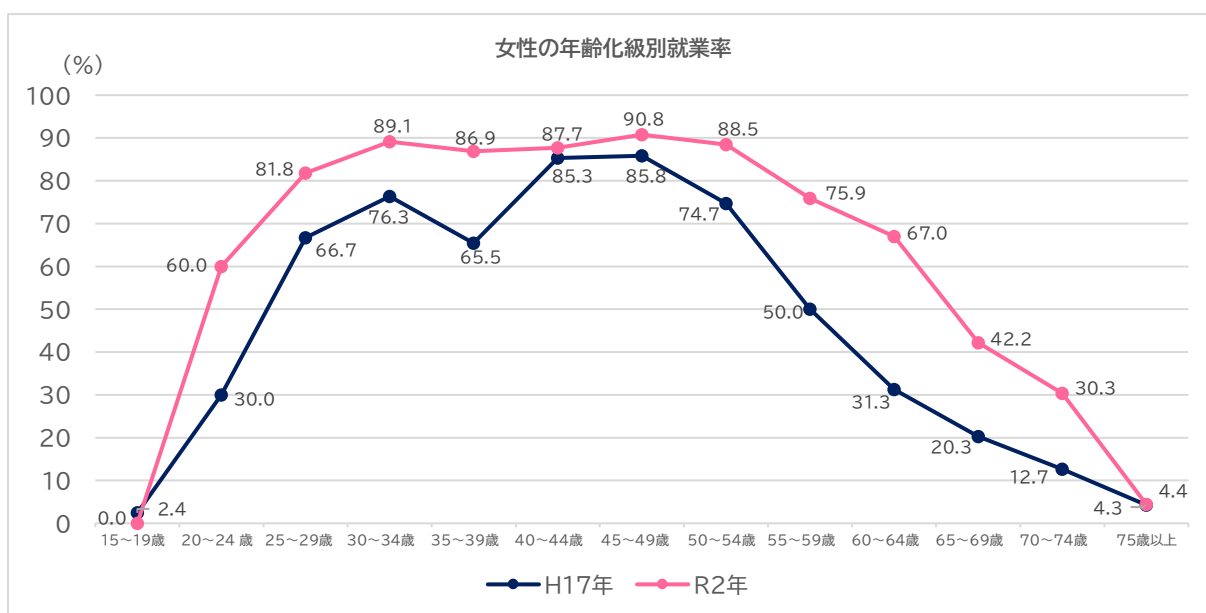
【合計特殊出生率の推移】

	H10～14年 (平均)	H15～19年 (平均)	H20～24年 (平均)	H25～29年 (平均)	H30～R4年 (平均)
西ノ島町	1.89	1.49	1.65	1.80	1.60
隠岐圏域	1.97	1.79	1.75	1.90	1.76
島根県	1.64	1.57	1.64	1.72	1.60

資料:厚生労働省「人口動態統計」

3. 女性の就労状況

本町の女性の年齢階級別就業率を平成17年と令和2年で比較すると、ほぼ全ての年代で就業率が上昇しています。特に、60～74歳の就業率においては、2倍となっています。人口減少が進むなか、働く人が不足していることから、高齢になっても仕事を続けていることが見えてきます。祖母世代の就業率が高いことから、子育てに対する支援が得られにくいことが考えられます。このことから、今後も引き続き、婚姻・出産・子育て期の女性の就労を支援するサービスの充実が求められます。



資料:国勢調査

4. アンケート調査から見られる現状

(1) アンケート調査の概要

子どもの生活実態や子育て支援に関する要望、意見等を把握するとともに、今後 5 年間の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込を算出することを目的に、計画の対象となる子どもの保護者を対象にアンケート調査を実施しました。調査の概要は以下のとおりです。

■調査対象

就学前の児童：71人 小学生児童：99人 世帯数全体：102世帯

■調査時期

令和6年10月

■調査方法

就学前・小学校の保護者世帯には各施設を通じた配布・回収。

未就園の保護者世帯には郵送による配布・回収。

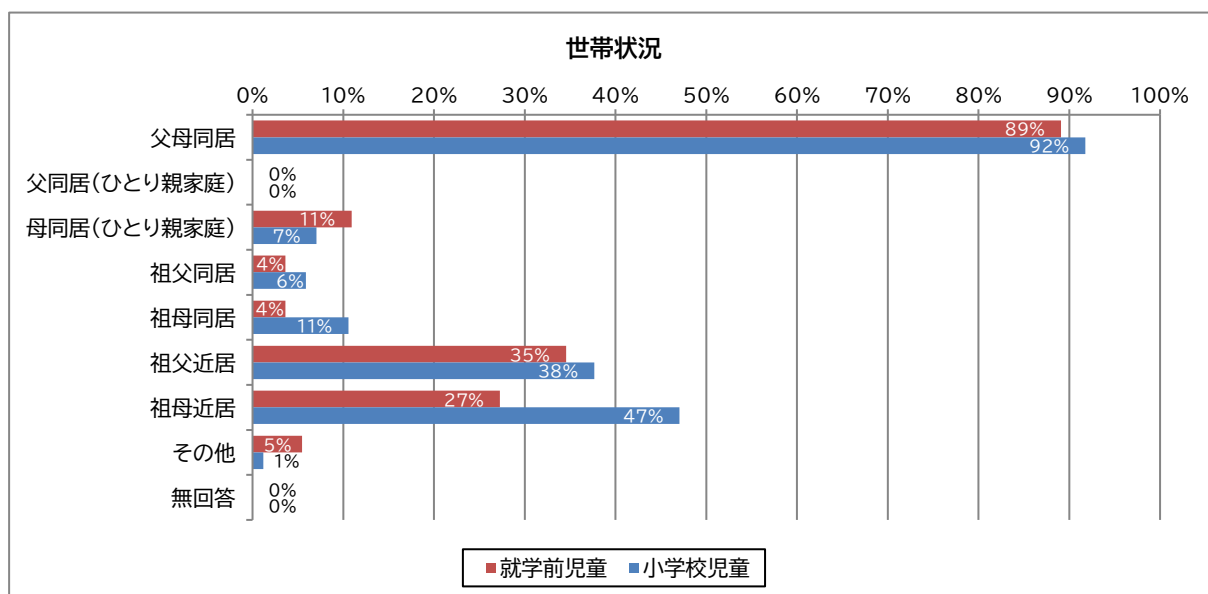
■配布・回収状況

就学前・小学校個人：配布数170部 回収数140部（回収率82.4%）

就学前・小学校世帯：配布数102部 回収数85部（回収率83.3%）

(2) 子育て世帯の状況

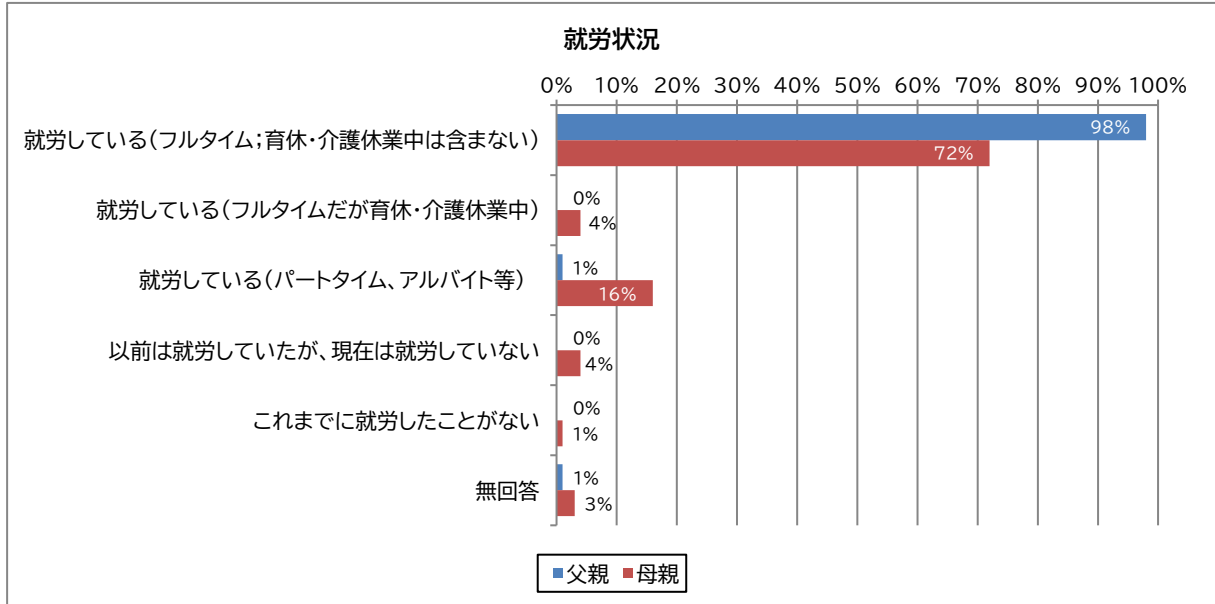
子育て世帯の状況については、父母同居の割合が就学前児童・小学校児童とも多く、就学前児童が87%、小学校児童が92%となっています。祖父・祖母同居の割合は、就学前児童で10%未満、小学校児童でも祖父同居は10%未満、祖母同居は11%に留まっている一方、祖父近居の割合は就学前児童で35%、小学校児童で38%となり、祖母同居は就学前児童で27%、小学校児童で47%となっています。このことから、同居はしていないものの、近くに祖父母が住んでいる状況が見られます。また、約10%近くはひとり親の配偶者がいない世帯となっています。



(3) 父母の就労状況・帰宅時間／日頃、子どもを預かってもらえる親族知人等の状況

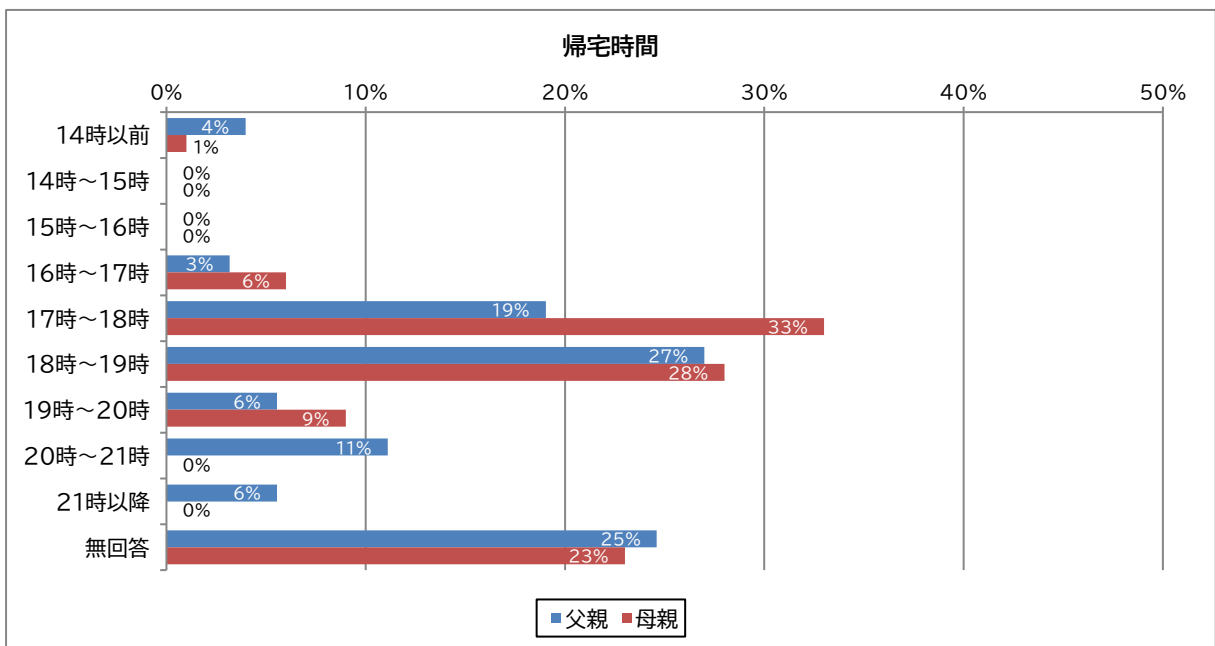
父母の就労状況については、父親はフルタイムがほぼ 100%となっており、母親の休業中を含めたフルタイムが 76%、パートタイム・アルバイトが 16%、未就労者が 5%となっています。

■父母の就労状況



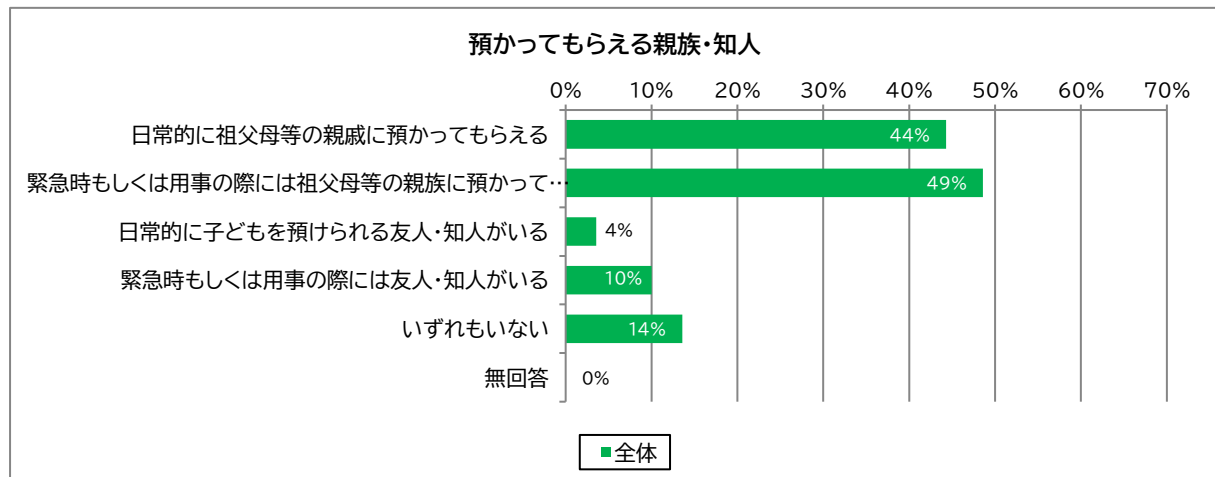
帰宅時間について、父母ともに 17 時から 19 時の時間帯が多くなっています。父親で 14 時以前と回答した者(4%)については、西ノ島町特有の職種として漁師など早朝や夜間に就労が開始される職種となっています。

■父母(フルタイム)の帰宅時間



日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人等の状況については、「日常的に親族に預かってもらえる」が44%、「緊急時等に親族に預かってもらえる」が49%となっています。また、「日常的に知人に預かってもらえる」が4%、「緊急時等に知人に預かってもらえる」が10%となっていますが、「いずれもない」が14%となっています。

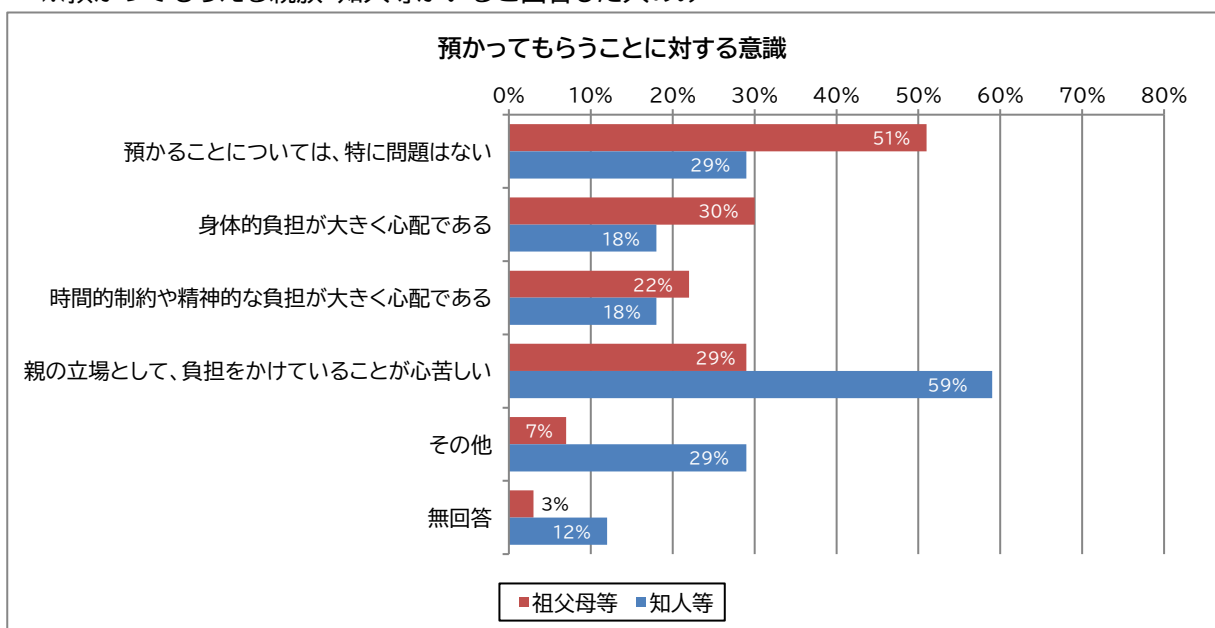
■日頃、子どもを預かってもらえる親族・知人等の状況(複数回答)



預かってもらうことに対する意識については、「預かってもらうことに特に問題ない」が祖父母等で51%、知人等で29%となっています。一方、「身体的に負担が大きく心配」、「時間的制約や精神的な負担が大きく心配」、「親の立場として負担をかけていることが心苦しい」が祖父母等、知人等で3割程度となっており、特に知人等に預けることについて「負担をかけていることが心苦しい」が59%と高くなっています。

■親族・知人等に子どもを預かってもらうことに対する意識(複数回答)

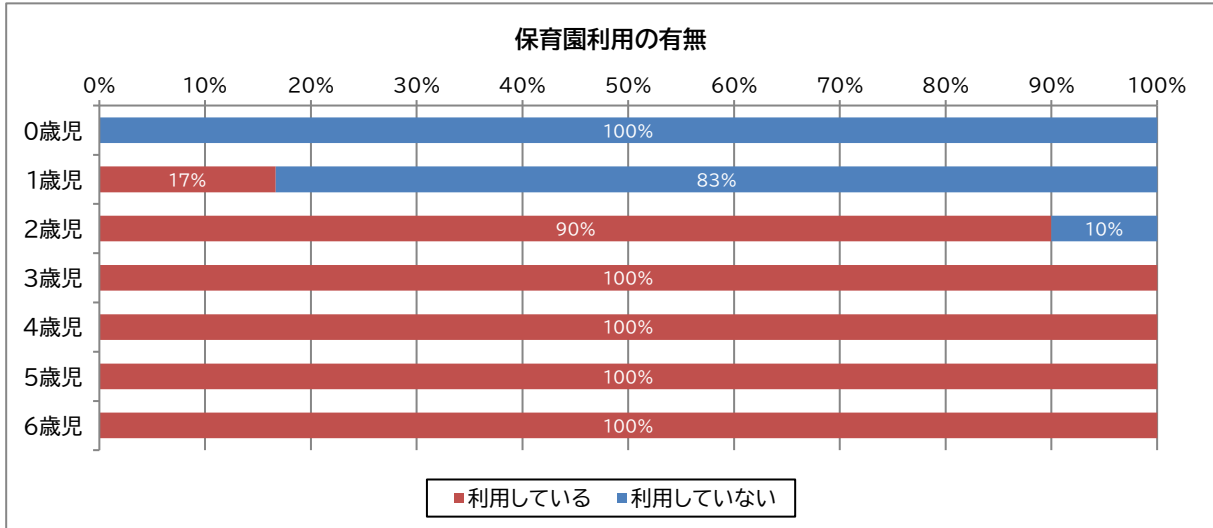
※預かってもらえる親族・知人等がいると回答した人のみ



(4) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

平日の定期的な教育・保育事業の利用状況については、「利用している」の割合は年齢が上がるほど100%となっています。1歳児クラスで17%、2歳児クラスで90%となっており、出産後の保護者が早期に就労される割合が高くなっていますが、「利用していない」が0歳児クラスで100%、1歳児クラスで83%と、近年ではゆっくり子育てに向き合いたいと考える家庭が増えてきていることがうかがえます。

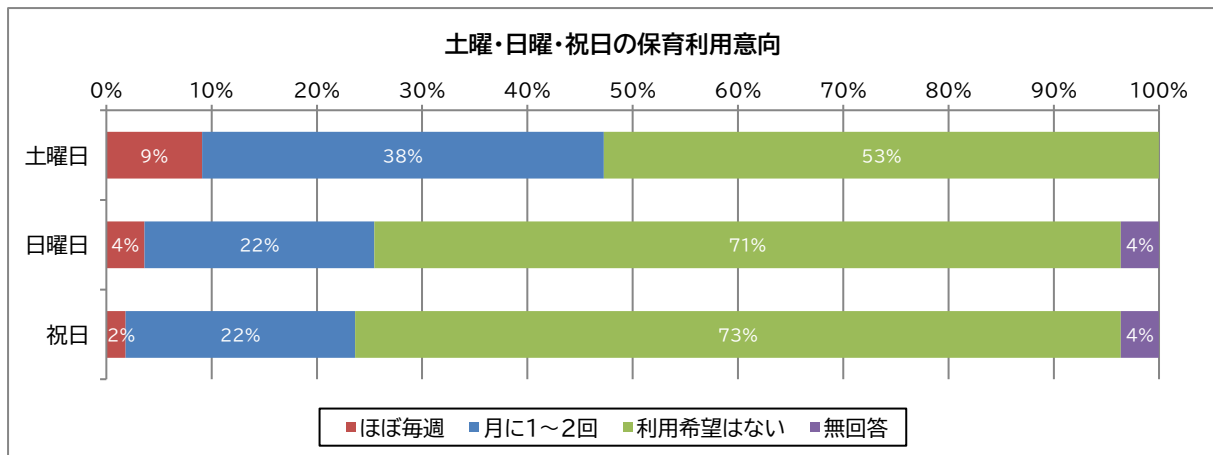
■【就学前児童】保育園の利用状況



(5) 土曜・日曜・祝日の定期的な教育・保育事業の利用状況

土曜日の利用希望については約40%、日曜日・祝日の利用希望についてはともに約30%となっています。

■【就学前児童】土曜・日曜・祝日の保育の利用希望状況

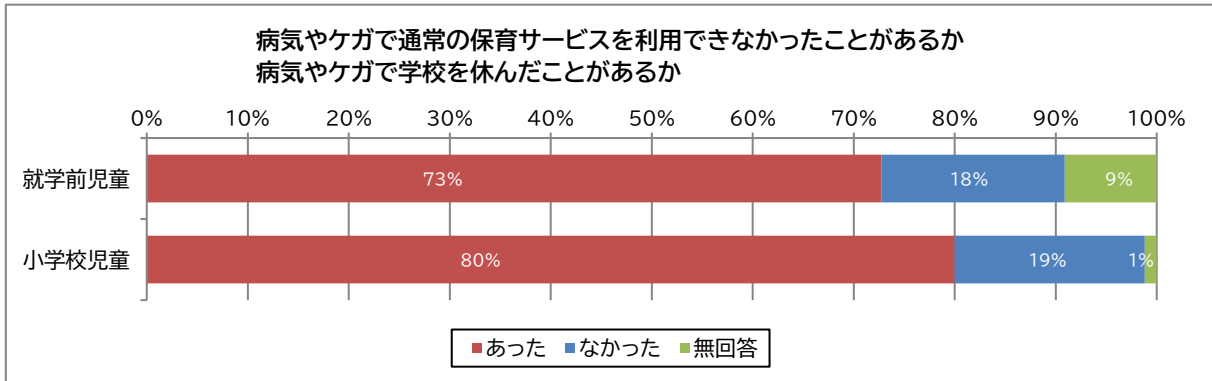


(6)子どもの病気等の際の対応状況

子どもの病気等の際の対応状況については、「病気やケガで通常の事業が利用できなかったことがあった」が就学前児童で 73%、小学校児童で 80%となっています。

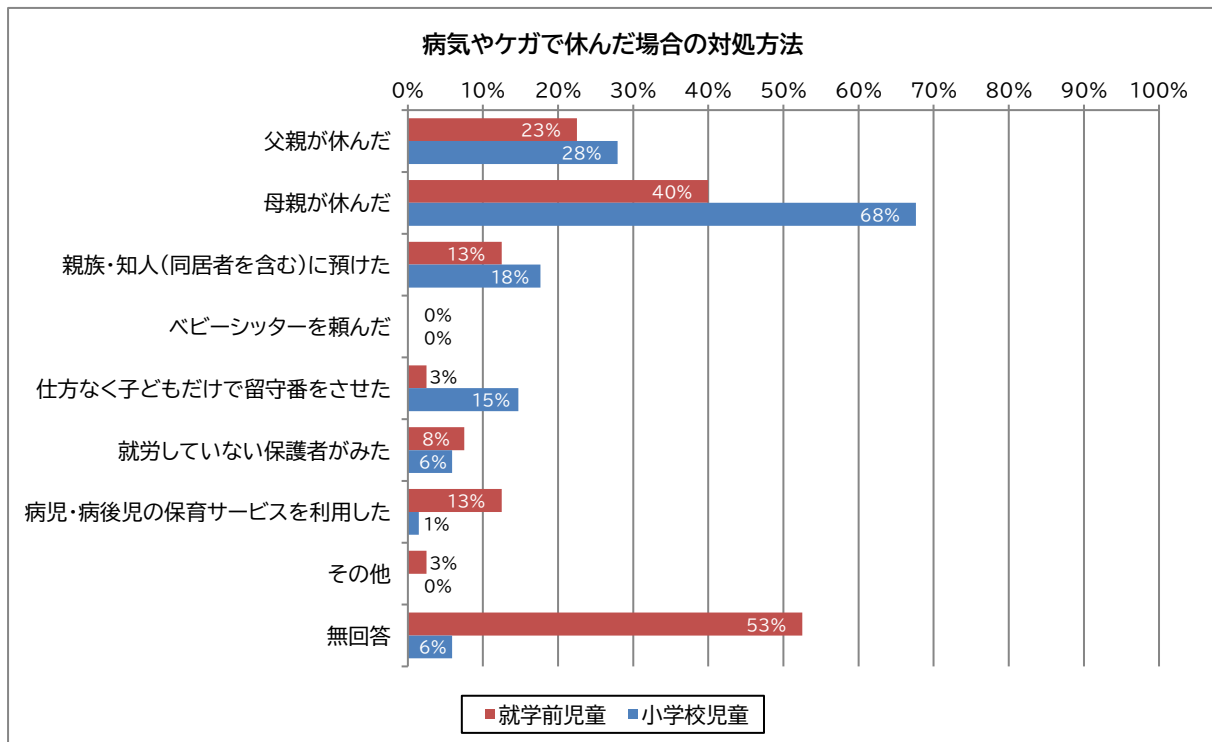
■【就学前児童】病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったことがあるか

■【小学校児童】病気やケガで学校を休んだことがあるか

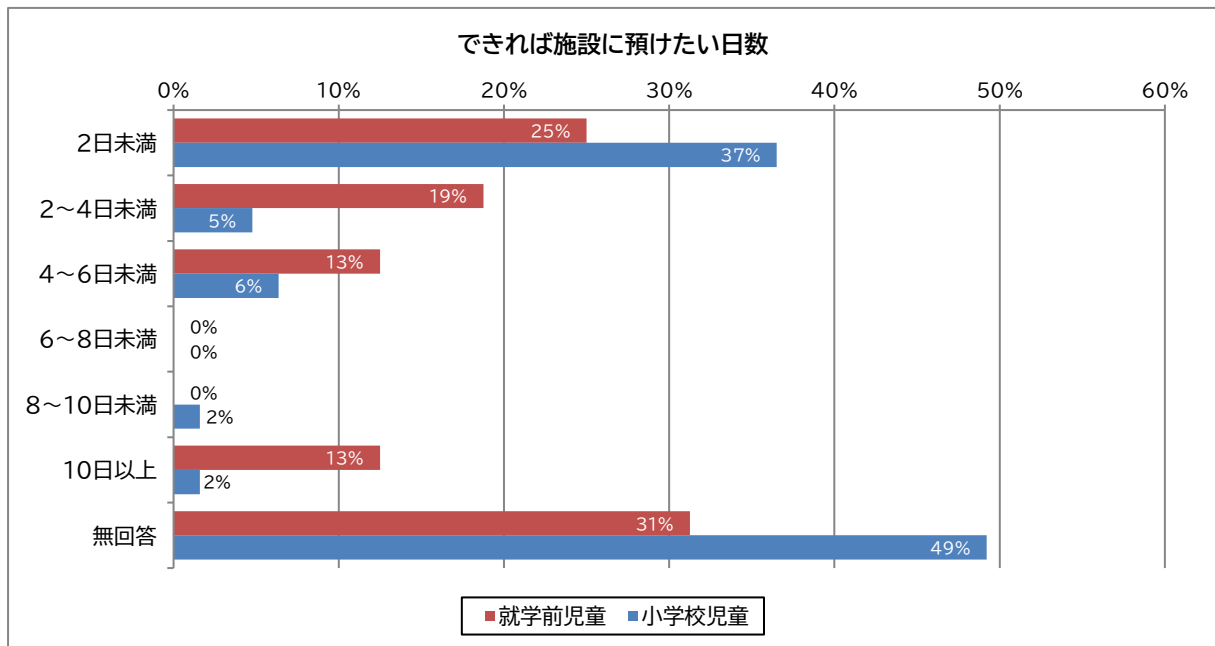


通常の事業が利用できなかった時の対処法については、「母が休んだ」が就学前児童で 40%、小学校児童で 68%と最も高く、次いで「父親が休んだ」が就学前児童で 23%、小学校児童で 28%となり、「親族・知人等に預けた」が就学前児童で 13%、小学校児童で 18%となっています。また、「仕方なく子どもだけで留守番させた」が小学校児童で 15%となっており、子どもの病気やケガなどの際に父母が休むことができず、預ける先もない人がいることが分かります。

■病気やケガで休んだ場合の対処方法(複数回答)



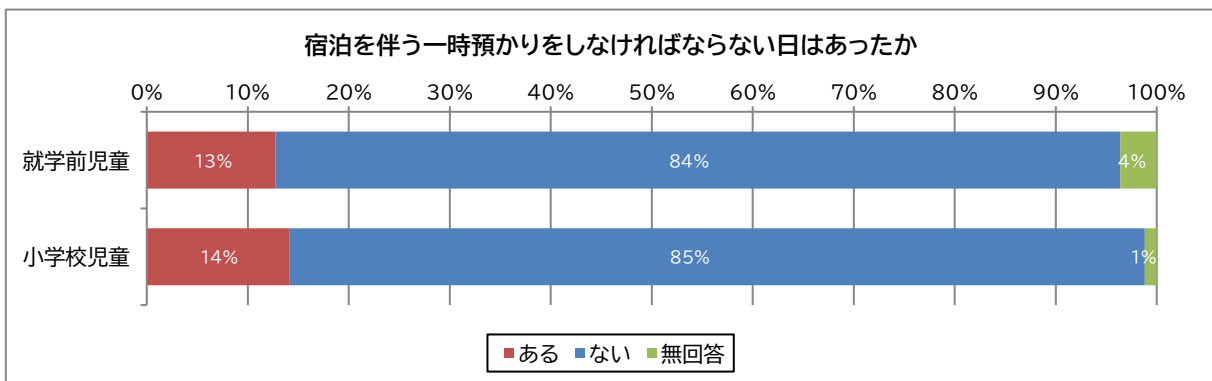
■病気やケガで休んだ時に、できれば施設(病児・病後児保育以外の施設)に預けたかった日数
 ※病気やケガで休んだ時の対処方法で、病児・病後児保育以外と回答した人のみ



(7)子どもの不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かりなどの利用状況

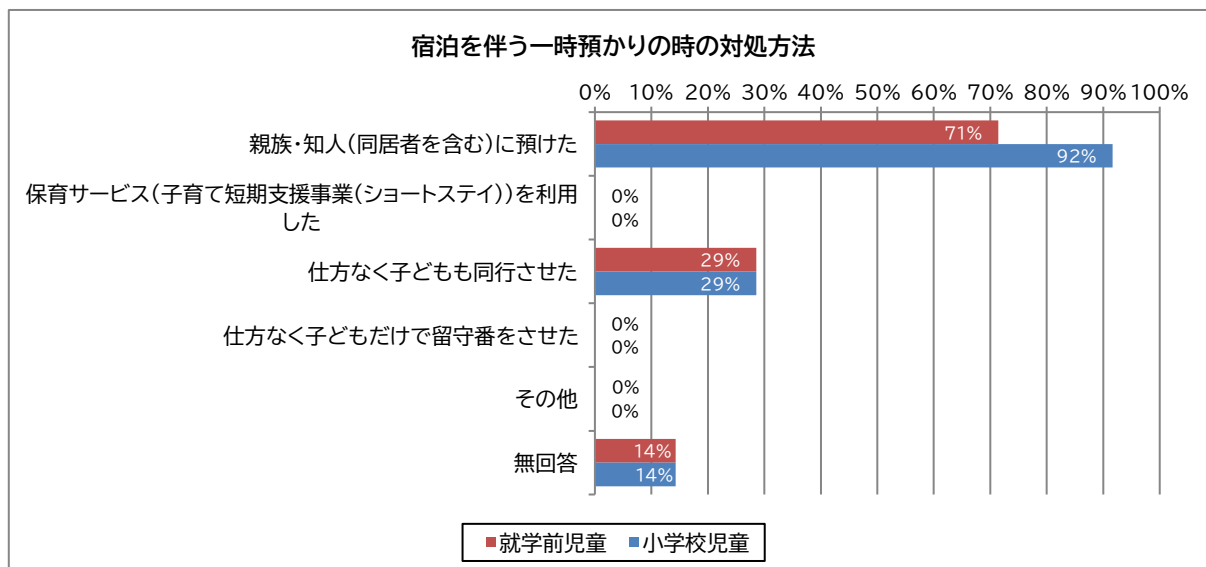
過去 1 年間に、「保護者の用事(冠婚葬祭・病気等)により、子どもを泊まりがけで家族以外にみてもらわなければならないことがあったか」については、「あった」が就学前児童で 13%、小学校児童で 14%となっています。おり、「ない」が就学前児童で 84%、小学校児童で 70%との結果でした。

■宿泊を伴う一時預かりをしなけりばならなかつた日はあつたか



宿泊を伴う一時預かりの時の対処法については、「親族・知人にみてもらった」が就学前児童で71%、小学校児童で92%と最も高く、「仕方なく子どもも同伴させた」が就学前児童と小学校児童ともに29%となっています。

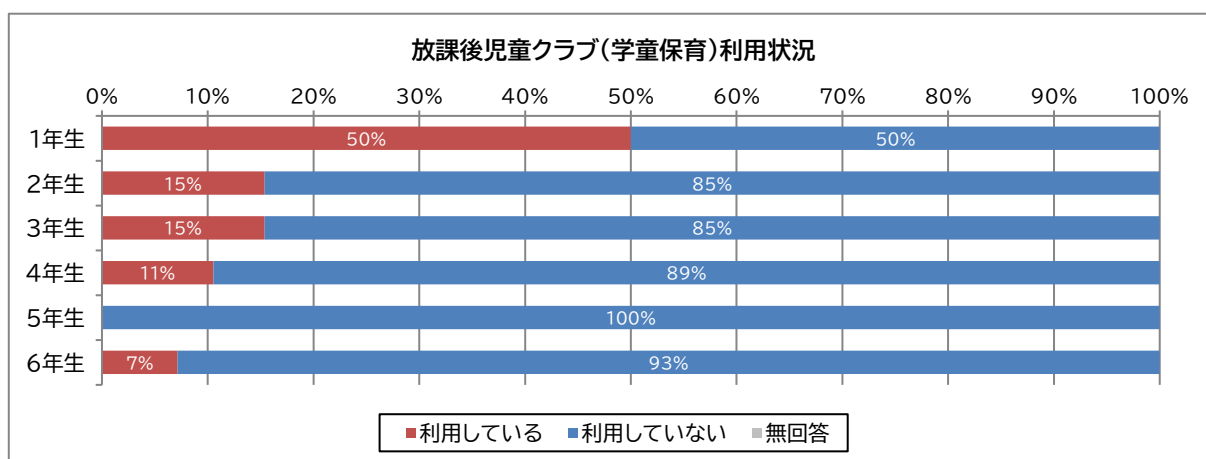
■宿泊を伴う一時預かりの時の対処法(複数回答)



(8)放課後児童クラブの利用希望について

小学校児童における放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況については、「利用している」の割合が、学年が高くなるにつれて低くなっています。

■【小学校児童】放課後児童クラブ(学童保育)の利用状況



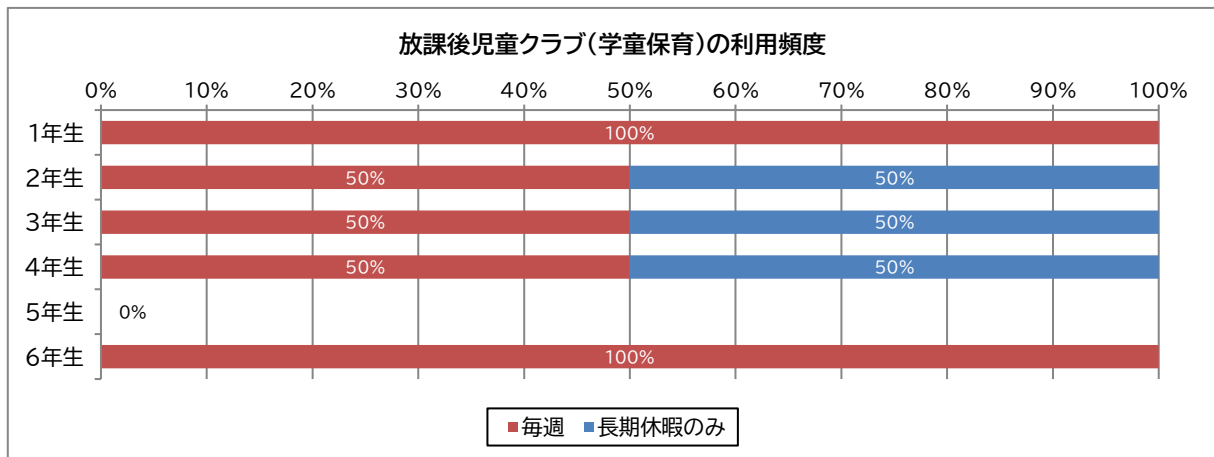
利用の頻度については、「毎週」が1年生で100%、2年生から4年生では50%となっており、毎週利用はしないが、長期休暇のみの利用が半数となっています。

また、何年まで利用したいかについては、毎週利用中の児童では「4年生まで」が最も高く38%、次いで「2年生まで」、「3年生まで」がともに25%となっています。

長期休暇のみ利用の児童では、「3年生まで」が最も高く67%、次いで「4年生まで」が33%となっています。

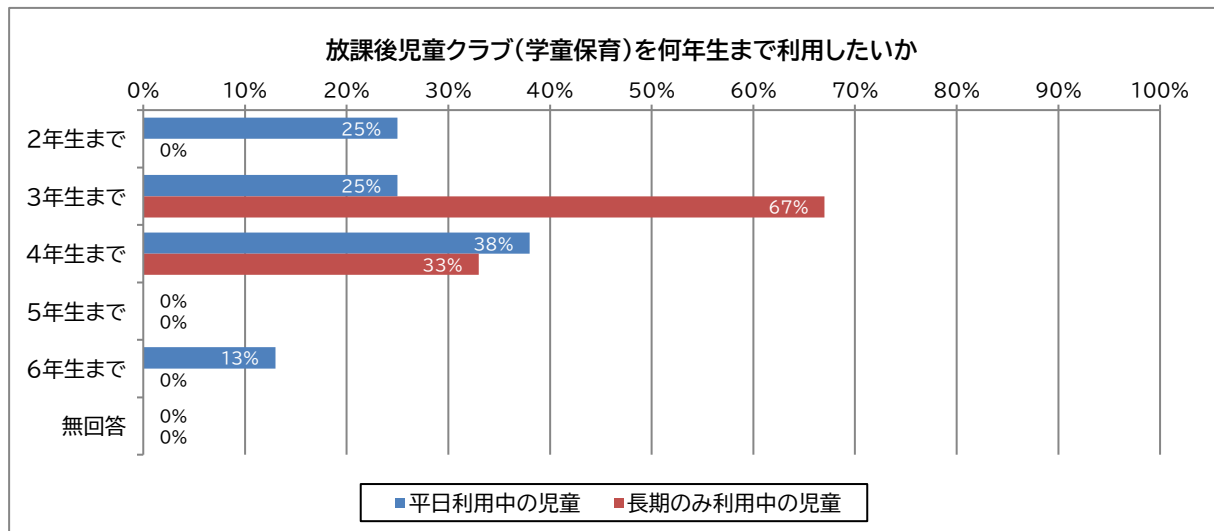
■【小学校児童】放課後児童クラブ(学童保育)の利用頻度

※利用していると回答した人のみ



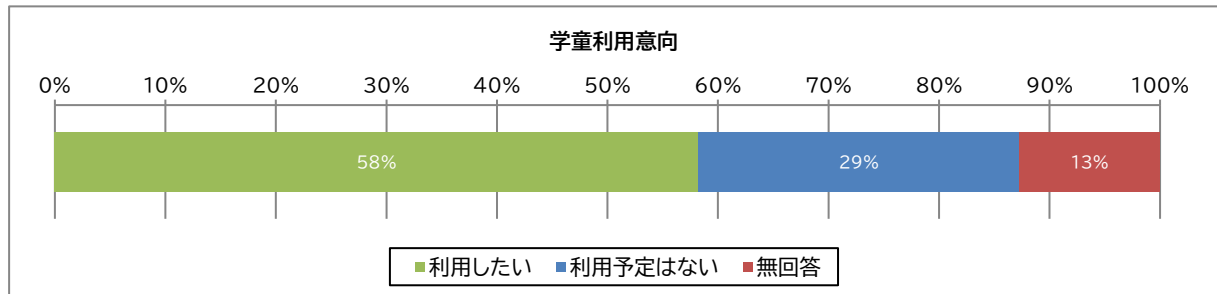
■【小学校児童】何年生まで利用したいか

※利用していると回答した人のみ



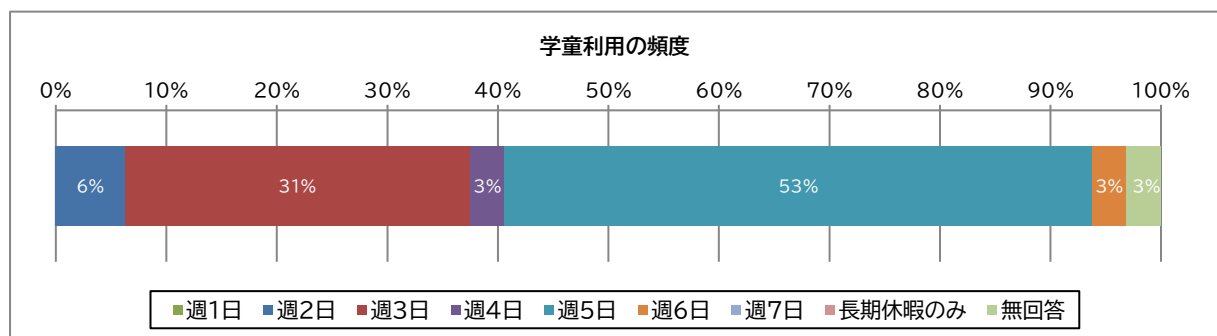
就学前児童の今後の放課後児童クラブ(学童保育)の利用希望については、「利用したい」が58%となっており、そのうち利用頻度については、「週5日」が最も高く53%、何年生まで利用したいかについては、「3年生まで」が34%で、次いで「2年生まで」が25%となっています。

■【就学前児童】今後の学童利用意向



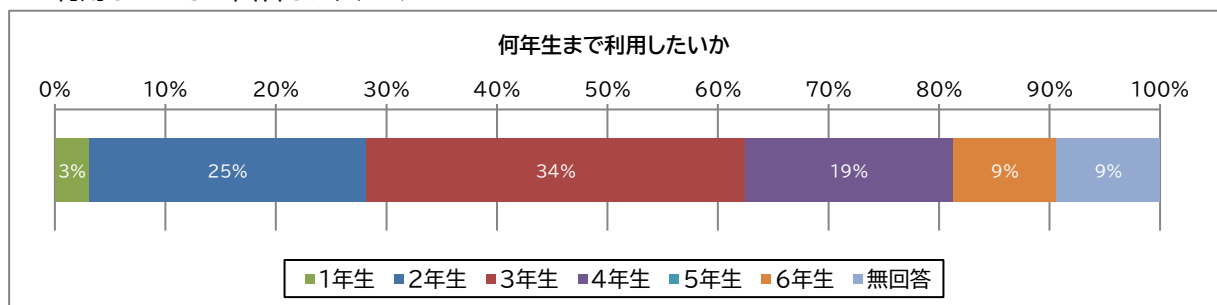
■【就学前児童】学童利用の希望頻度

※利用していると回答した人のみ



■【就学前児童】何年生まで利用したいか

※利用していると回答した人のみ

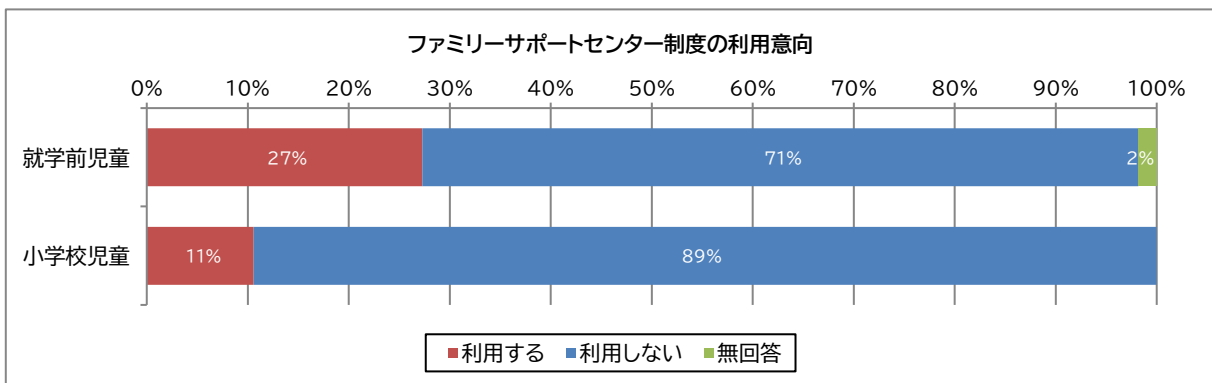


(9)ファミリー・サポート・センター制度の利用について

ファミリー・サポート・センター制度の利用については、「利用する」が就学前児童で 27%、小学校児童で 11%となりました。そのうち、「依頼会員になりたい」が就学前児童で 33%、小学校児童で 22%、「依頼・提供の両方になってもよい」が就学前児童で 20%、小学校児童で 56%、「提供会員になってもよい」が就学前児童で 7%となりました。

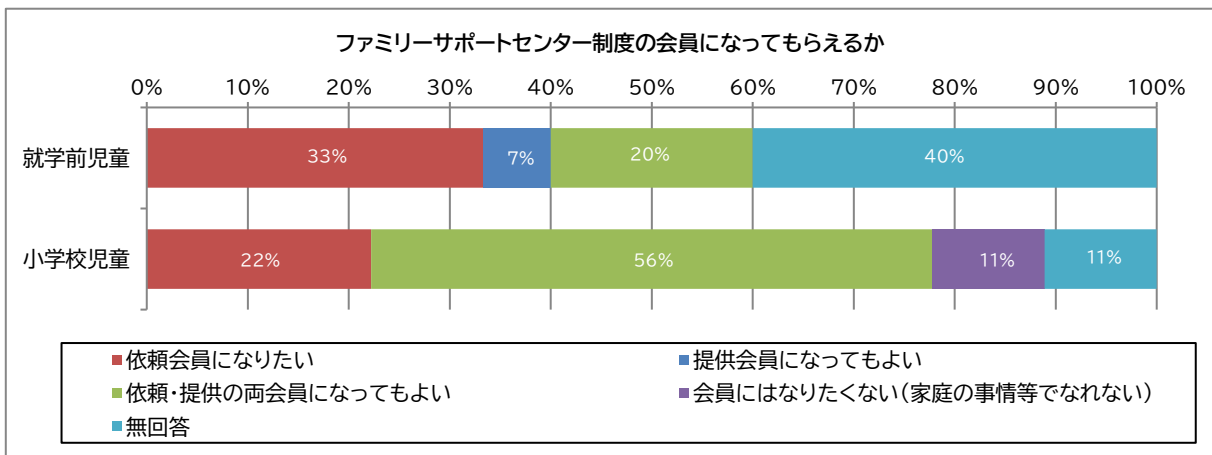
一方、「利用しない」が就学前児童で 71%、小学校児童で 89%となり、身近に協力してもらえ
る環境があることや、ファミリー・サポート・センター制度に対するハードルが高いことがうかが
えます。

■ファミリー・サポート・センター制度の利用意向



■ファミリー・サポート・センター制度の会員になってもらえるか

※利用すると回答した人のみ

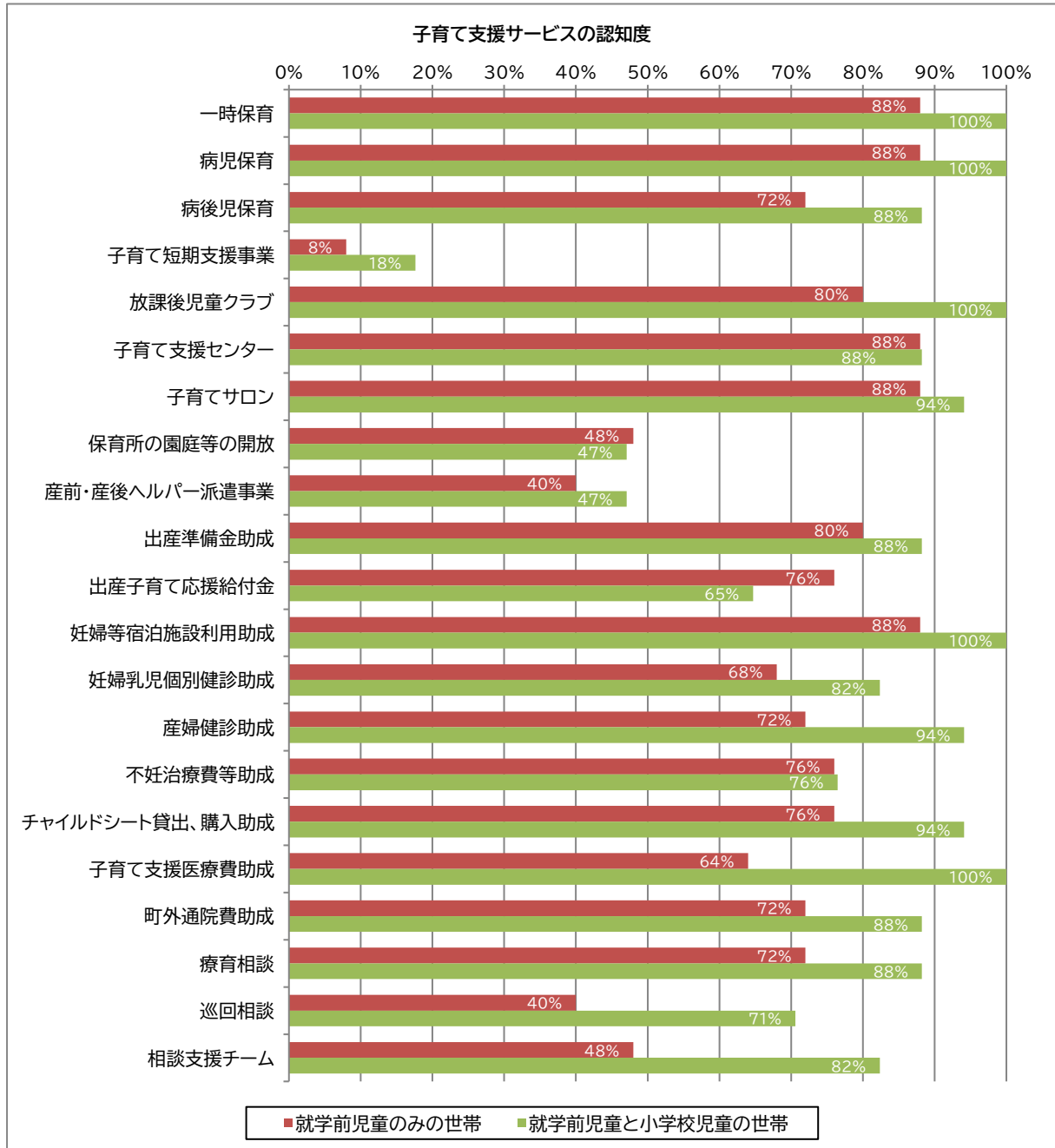


(10)本町が実施している子育て支援事業の認知度・利用度・利用希望

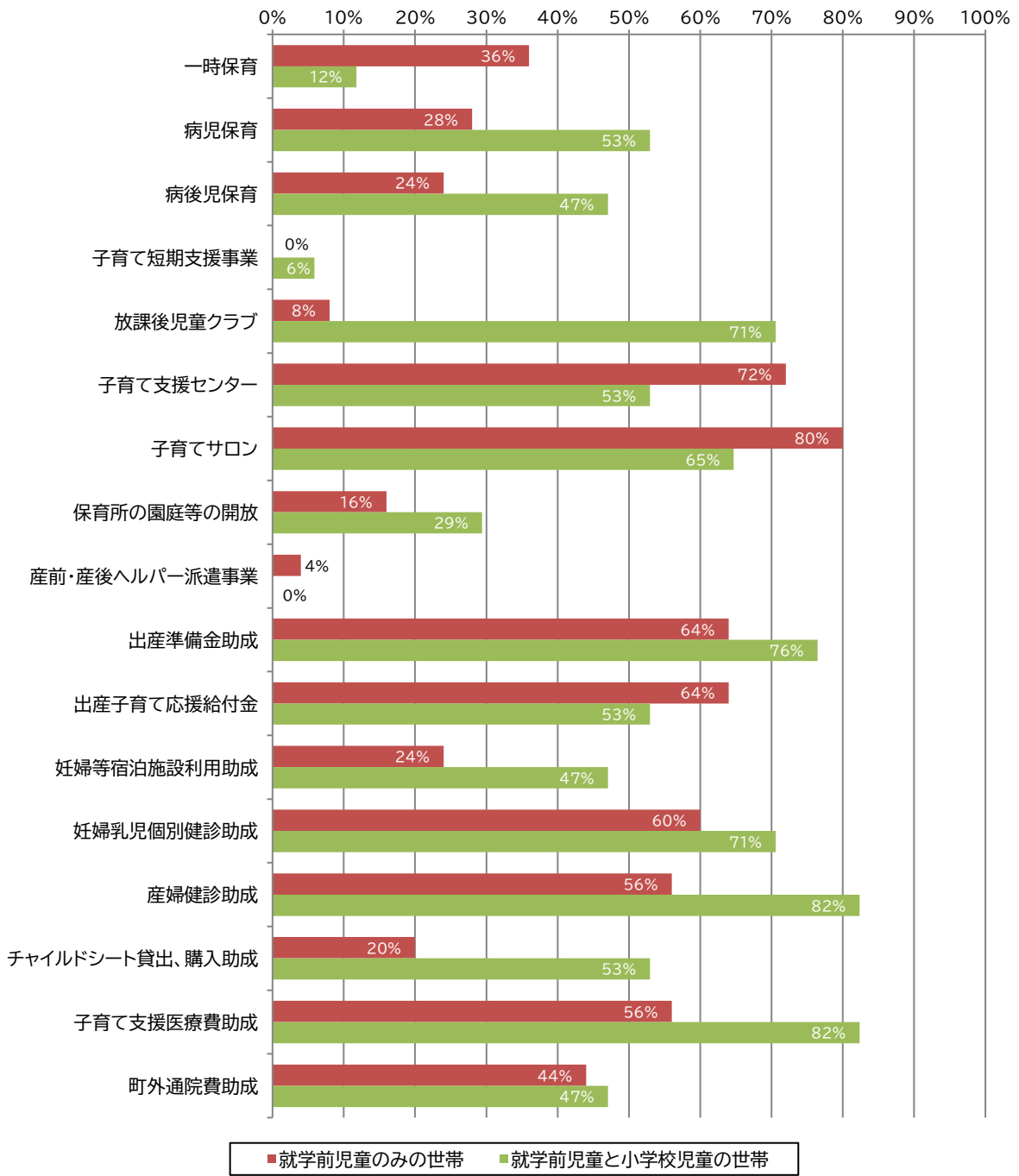
本町の子育て支援事業については、広報誌等で毎年 4 月に周知しています。二次元コードを掲載することで、スマートフォンでも子育て支援事業の一覧を確認することができます。

子どもの属性によっては、事業の認知度の高いもの、低いものがありますが、認知度の低いものは利用度、利用希望も低くなっていることが分かります。

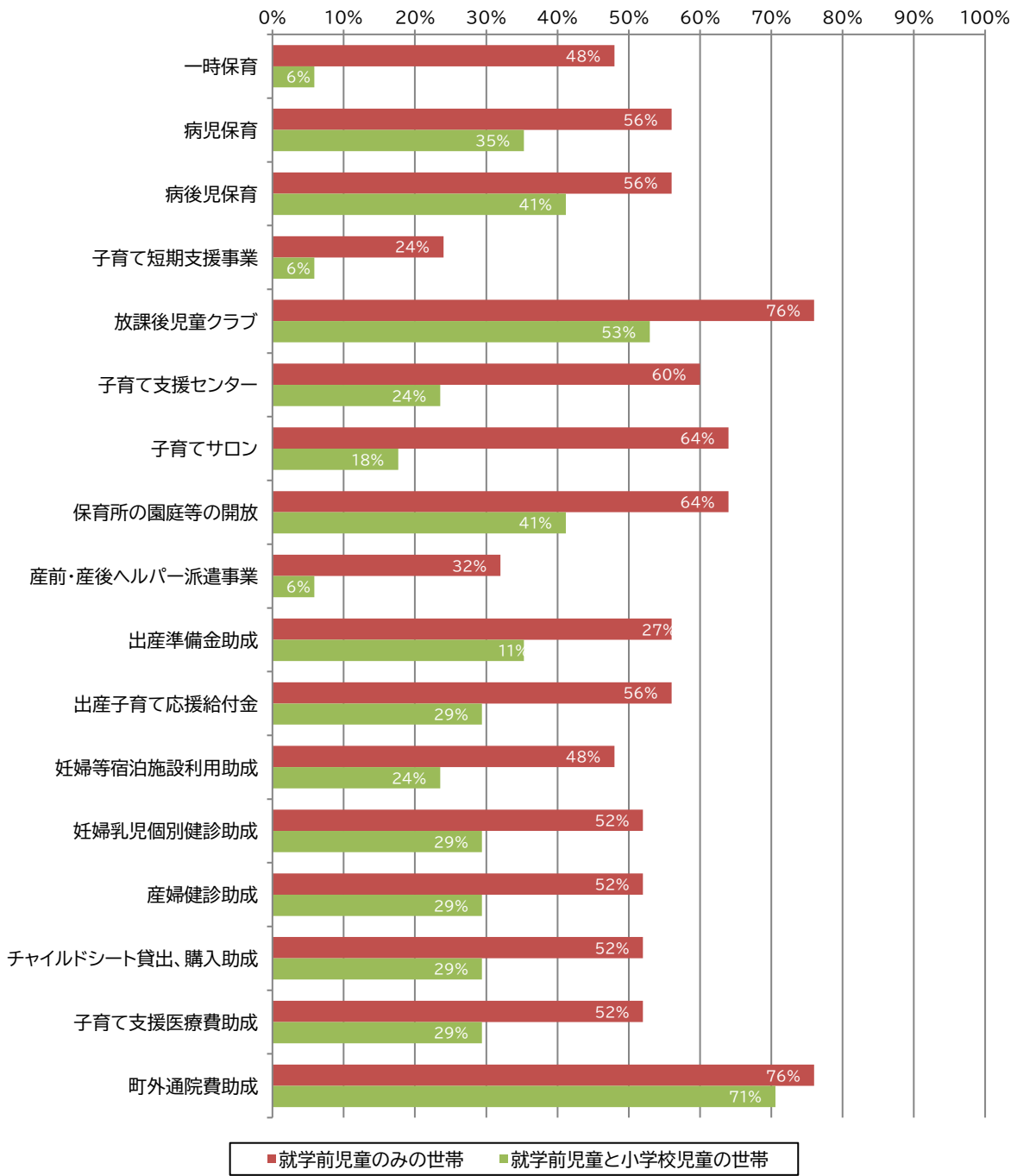
なお、補助金等の金銭的な支援については、認知度、利用度、利用希望いずれも高くなっています。

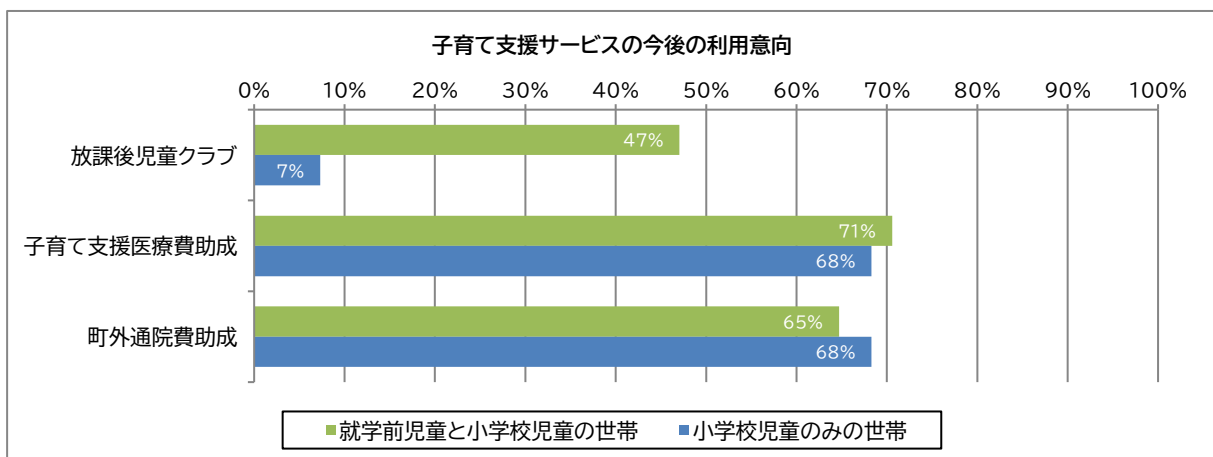
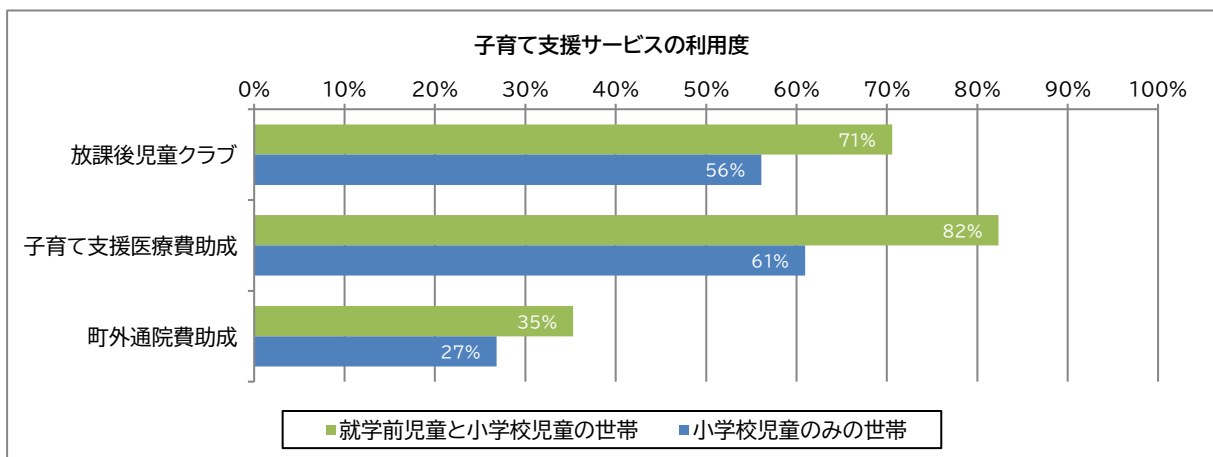
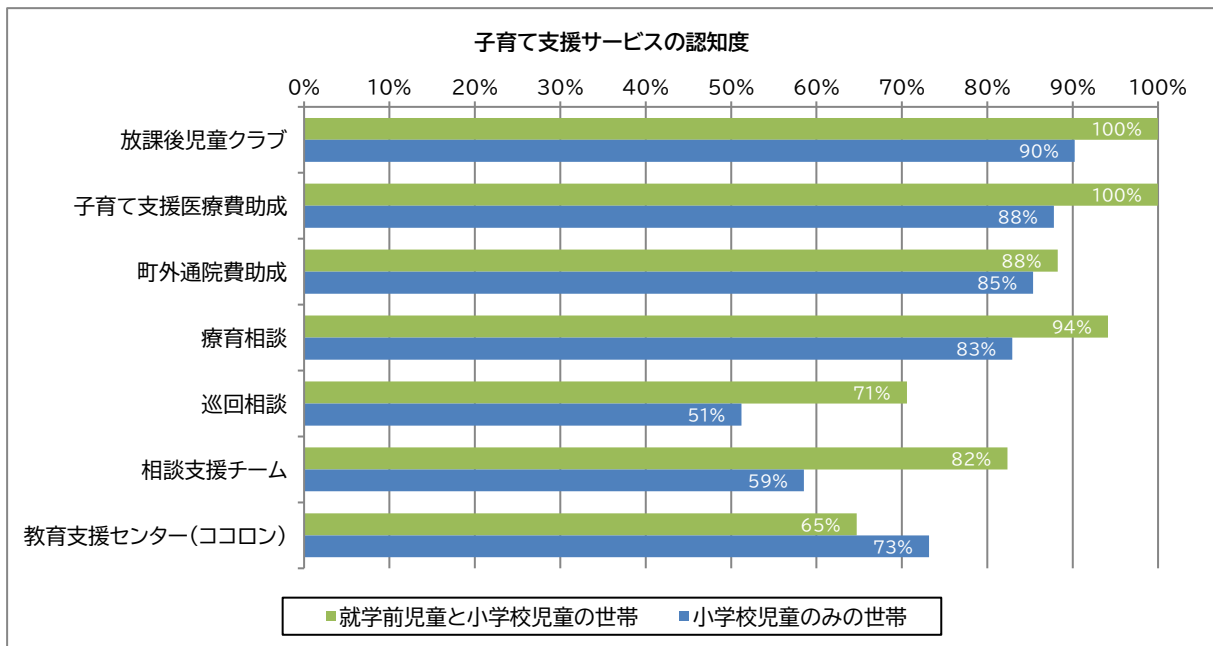


子育て支援サービスの利用度



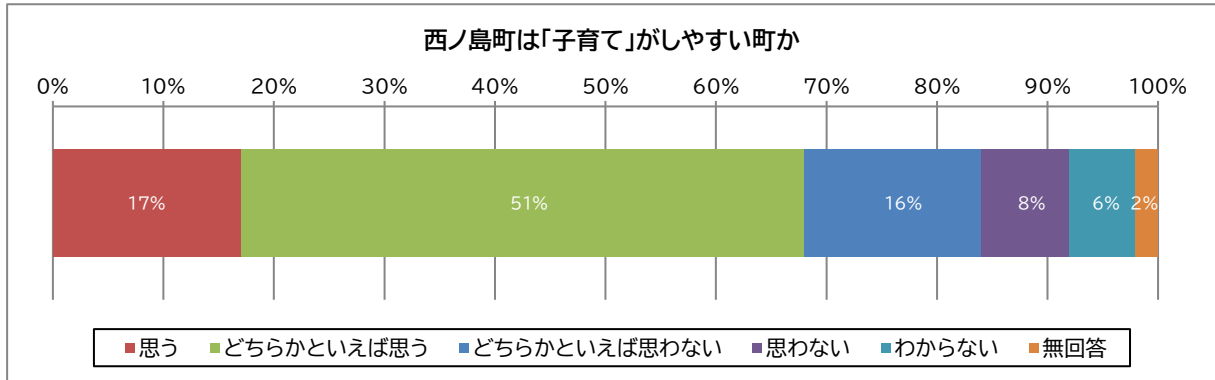
子育て支援サービスの今後の利用意向



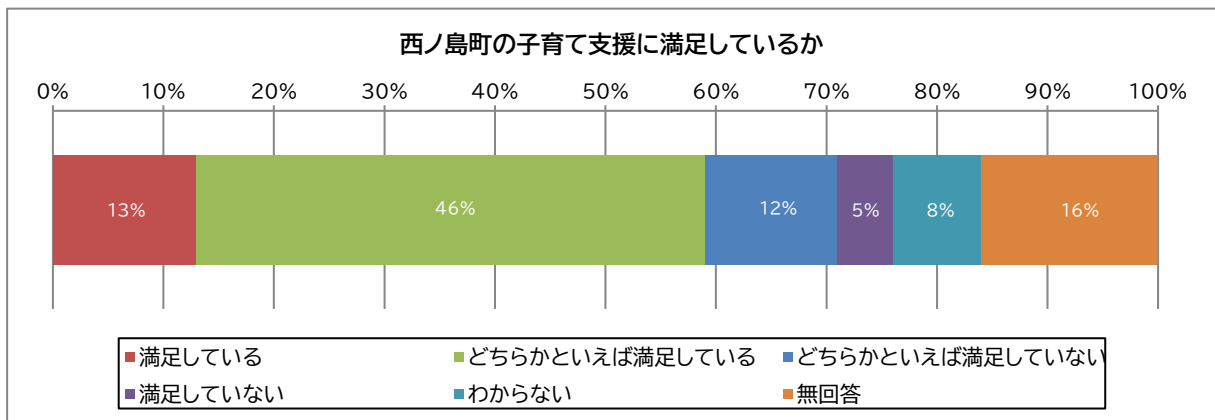


(11)本町の子育て支援に対する満足度

本町が子育てしやすい町かについては、「思う」が17%、「どちらかと言えば思う」が51%で、約7割が子育てしやすい町と評価する一方、「どちらかといえば思わない」が16%、「思わない」が8%で、約2割が子育てしやすい町と評価しない結果となっています。



本町の子育て支援に満足しているかについては、「満足している」が13%、「どちらかと言えば満足している」46%で、約6割が満足しているとなっています。しかし、「どちらかといえば満足していない」が12%、「満足していない」が5%で、約2割が満足していないとなっています。



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

育てよう 子どものころとからだ 未来につなぐ架け橋を

第2期計画では、「育てよう 子どものころとからだ 未来につなぐ架け橋を」を基本理念として掲げ、子どもたちの健やかな成長を願う取り組みに務めてきました。

第6次西ノ島町総合振興計画(令和7年～令和11年)では、児童福祉の方向性として、『子育て中の方のみならず、これから出産を希望する方への支援の充実、地域によるサポート体制の充実など、地域に見守られ、安心して子育てができるまちづくりに取り組みます。』を掲げています。本計画においても、基本理念を引き継ぎ、子どもたちが家族や地域の人達の温かい愛情に包まれながら健やかに生まれ育ち、そして、子どもたちを見守るすべての人達が、子どもとのふれあいの中で喜びや生きがいに満ちた生活が送れるよう、地域ぐるみで子ども・子育て支援を推進していきます。

2. 基本目標・施策の方向性

基本理念に基づき、本計画の基本目標を以下のとおり設定します。

基本目標1:家庭における子育てへの支援の充実

基本目標2:子どもの心身のすこやかな成長に資する教育環境の整備

基本目標3:安心して子育てができる環境整備の推進

第4章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込と確保方策

1. 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の基本指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本町では、利用者視点、事業者視点の両視点からも、これまでの施設利用の環境をできる限り変えることなく体制づくりをすすめていくため、第2期計画と同様に「町全域」を1区域として保育・教育の提供区域を設定します。

2. 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方

平成27年度からスタートした子ども・子育て支援新制度では、市町村において5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定することとされており、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について、必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を定めることとなっています。

見込み量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査から算出(推計)する方法」と、平成27年度以降の「各事業実績から算出(推計)する方法」があり、本町では各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込」を定めます。

3. 教育・保育の量の見込並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

【認定区分について】

子ども・子育て支援法では、子どもの年齢や保育の必要性によって、以下の区分に分けて保育の認定を行うこととなっています。

認定区分	対象年齢	内容	利用施設
1号認定	3～5歳	教育を希望し、保育の必要がない場合	認定こども園
2号認定	3～5歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定①	1～2歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所 認定こども園
3号認定②	0歳	「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	

令和元年10月から実施の幼児教育・保育の無償化に伴い新設された「子どものための施設等利用給付制度」において、現行の「子どものための教育・保育給付制度」の手法を踏襲しつつ、保護者の経済的負担の軽減や利便性を勘案し、公正かつ適正な給付を行います。

【事業概要】

■保育所

保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童を保育することができないと認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

■認定こども園

幼稚園、保育所の機能を備え、就学前の教育、保育、子育て支援サービスを総合的に提供します。

令和6年4月時点で、本町には公立保育所が1園(みた保育園)、認定こども園が1園(シオンこどもえん)あり、それぞれの施設が本町の就学前の子どもたちの健やかな成長を支えています。なお、幼稚園及び地域型保育事業はありません。

令和8年度から創設される満三歳以上限定小規模保育については、計画期間中の利用ニーズが見込まれないため、量の見込みはゼロとしました。

(1)教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

令和7年度

	1号認定	2号認定	3号認定①	3号認定②
①見込み量	2	22	17	0
②確保方策	2	22	17	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0

令和8年度

	1号認定	2号認定	3号認定①	3号認定②
①見込み量	2	25	10	2
②確保方策	2	25	10	2
③過不足(②-①)	0	0	0	0

令和9年度

	1号認定	2号認定	3号認定①	3号認定②
①見込み量	2	32	9	2
②確保方策	2	32	9	2
③過不足(②-①)	0	0	0	0

令和10年度

	1号認定	2号認定	3号認定①	3号認定②
①見込み量	2	29	9	2
②確保方策	2	29	9	2
③過不足(②-①)	0	0	0	0

令和 11 年度

	1号認定	2号認定	3号認定①	3号認定②
①見込み量	2	21	9	2
②確保方策	2	21	9	2
③過不足(②-①)	0	0	0	0

今後の方向性	<p>既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっていることから、計画期間において待機児童を生じさせないよう努めていきます。</p> <p>3歳以上児で1号認定になる子どもについては、認定こどもえん(シオンこどもえん)でサービスの提供が可能となりました。</p> <p>0～2歳児については、母親の就労状況等で保育ニーズが発生する可能性があることから、確保にあたっては弾力的な受入等による確保を図ります。</p> <p>併せて、質の高い保育を提供できるよう、引き続き両施設合同での研修等を実施していきます。</p> <p>町内において小規模保育事業所及び満三歳以上限定小規模保育事業所の開設予定がなく、小規模保育事業所(0～2歳児対象)がないことから、計画期間における満三歳以上限定小規模保育の利用は見込まれないため、必要利用定員総数をゼロとしております。</p>
--------	--

乳児等通園支援事業

満3歳未満の未就園児に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

令和8年度よりみた保育園で実施します。

(令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和7年4月1日施行))

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ人数)	0	1	1	1	1
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0
2歳児	0	1	1	1	1
②確保方策(延べ人数)	0	1	1	1	1
0歳児	0	0	0	0	0
1歳児	0	0	0	0	0
2歳児	0	1	1	1	1

今後の 方向性	<p>ニーズ量はほぼないですが、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。</p> <p>当町に幼稚園はありませんが満3歳児クラスの利用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。</p>
------------	---

4. 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【地域子ども・子育て支援事について】

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の実情に応じ、市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施する事業です。

令和4年児童福祉法改正により⑮～⑰の3事業が、令和6年子ども・子育て支援法改正により⑱～㉑の2事業が新たに追加され、以下の19の事業が対象事業となっています。

No.	事業名	令和7年度における 本町での実施の有無
①	利用者支援事業	実施
②	時間外保育事業(延長保育)	実施
③	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	実施
④	子育て短期支援事業 (短期入所生活援助事業(ショートステイ)・夜間養護等事業(トワイライト))	実施
⑤	養育支援訪問事業	実施
⑥	乳児家庭全戸訪問事業	実施
⑦	地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	実施
⑧	一時預かり事業	実施
⑨	病児・病後児保育事業	実施
⑩	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	未実施
⑪	妊婦健康診査	実施
⑫	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	実施
⑬	実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施
⑭	多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	未実施
⑮	子育て世帯訪問支援事業	未実施

No.	事業名	令和7年度における 本町での実施の有無
⑩	児童育成支援拠点事業	未実施
⑪	親子関係形成支援事業	未実施
⑫	妊婦等包括相談支援事業	実施
⑬	産後ケア事業	未実施

① 利用者支援事業

子育て家庭や妊産婦の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を実施する事業です。

[単位:箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1	1	1	1	1
利用者支援事業	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
②確保方策	1	1	1	1	1
利用者支援事業	1	1	1	1	1
基本型	0	0	0	0	0
特定型	0	0	0	0	0
子ども家庭センター型	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0	0	0	0	0
④過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の 方向性	役場(健康福祉課・みた保育園)の職員で、認定や入所相談、様々な事業、利用調整が行える体制としていきます。
------------	--

② 時間外保育事業(延長保育)

保育認定を受けた子どもについて、認定保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

本町では、公立保育所(みた保育園)の1か所で、18:00~18:30で実施しています。

〔単位:人、箇所〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	1	1	1	1	1
②確保方策(実人数)	1	1	1	1	1
③確保方策(施設数)	2	2	2	2	2
④過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性	現在実施していない認定こども園(シオンこどもえん)でも、ニーズがあれば実施できるよう検討し、サービス提供の確保に努めます。
--------	---

③ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

本町では、西ノ島町放課後児童クラブの1か所で、開所時間は下校時間～18:00、長期休業日等は7:45～18:00で実施しています。

〔単位:人〕

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	13	10	11	11	9
低学年	13	10	11	11	9
高学年	0	0	0	0	0
②確保方策	10	10	10	10	10
低学年	10	10	10	10	10
高学年	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	▲3	0	▲1	▲1	1
低学年	▲3	0	▲1	▲1	1
高学年	0	0	0	0	0

今後の方向性	放課後子ども総合プランの推進など、より一層の教育・福祉の連携のもと、総合的な放課後児童対策のあり方について検討を進めます。
--------	---

④ 子育て短期支援事業

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業です。短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)と夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)があります。

<ショートステイ>

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ人数)	1	1	1	1	1
②確保方策(延べ人数)	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の
方向性

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することとなるため、状況を鑑みながら、サービス提供の確保に努めます。

<トワイライトステイ>

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ人数)	5	5	5	5	5
②確保方策(延べ人数)	5	5	5	5	5
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の
方向性

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することとなるため、状況を鑑みながら、サービス提供の確保に努めます。

⑤ 養育支援訪問事業

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を保健師が訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(実人数)	1	1	1	1	1
②確保方策(実人数)	1	1	1	1	1
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保体制	実施体制：1人(保健師) 実施機関：西ノ島町役場健康福祉課(直営)				

今後の
方向性

全戸訪問について、里帰り出産等の何らかの事情を除き、訪問実施率が引き続き下がることがないように実施していきます。特に育児不安や不適切な養育などの問題が発見でき継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

⑥ 乳児家庭全戸訪問事業

児童の養育を行うために支援を必要とする家庭に対し、保健師が養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の支援を行います。

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(実人数)	15	15	15	15	15
②確保方策(実人数)	15	15	15	15	15
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0
確保体制	実施体制：1人(保健師) 実施機関：西ノ島町役場健康福祉課(直営)				

今後の方向性	ネグレクトのおそれのある家庭等を対象に、養育者の育児不安を軽減するため、家庭訪問を行うことで児童虐待の未然防止に繋げるなど引き続き支援を行います。また、職員の相談技術のスキルアップや必要な職員の確保について検討していきます。
--------	--

⑦ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

[単位:人回/年、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(人回/年)	650	650	650	650	650
②確保方策(箇所)	1	1	1	1	1

今後の方向性	子育て支援センターの子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助についての実施内容について周知徹底し、利用しやすい運営に努めます。
--------	--

⑧ 一時預かり事業

<幼稚園・認定こども園>

保護者が病気や育児疲れ解消などの理由で保育が必要な時に、主に昼間において、幼稚園や認定こども園などで一時的に子どもを預かる事業です。

本町には幼稚園はありませんが、認定こども園(シオンこどもえん)で実施しています。

〔単位：人〕

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込み量(延べ人数)	100	100	100	100	100
②確保方策(延べ人数)	100	100	100	100	100
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今 後 の 方 向 性	認定こども園(シオンこどもえん)でニーズに対応することができるため、引き続き受け入れをしていくように対応します。
----------------	--

<保育所、ファミリー・サポート・センター等>

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

本町では、公立保育所(みた保育園)と認定こども園(シオンこどもえん)で実施しています。

ファミリー・サポート・センターは未実施事業です。

短期支援事業(トワイライトステイ)は子育てサポーターが対応します。

〔単位：人〕

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込み量(延べ人数)	120	120	120	120	120
②確保方策(延べ人数)	120	120	120	120	120
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今 後 の 方 向 性	公立保育所(みた保育園)、認定こどもえん(シオンこどもえん)及び子育て短期支援事業(トワイライトステイ)でニーズに対応することができるため、引き続き受け入れをしていくように対応します。
----------------	--

⑨ 病児・病後児保育事業

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設等で児童を預かる事業です。

本町では、平成 27 年度より隠岐島前病院に委託して実施しています。

〔単位：人回/年、箇所〕

	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①見込み量(延べ人数)	100	100	100	100	100
②確保方策(延べ人数)	100	100	100	100	100
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性	隠岐島前病院の1か所でニーズに対応することができるため、引き続き受け入れをしていくように対応します。
--------	--

⑩ 子育て援助活動支援事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けたいことを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ人数)	0	0	0	0	0
②確保方策(延べ人数)	0	0	0	0	0
③過不足(②-①)	0	0	0	0	0

今後の方向性	ニーズ量がほぼないため現在のところは事業実施の予定はありませんが、今後の動向により実施も検討します。
--------	--

⑪ 妊婦健康診査

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

妊婦届出をした方に対して、妊婦健康診査受診票14回分を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っています。また、母子健康手帳の交付、妊産婦訪問指導により、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行っています。

[単位:人、回]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(人数)	15	15	15	15	15
②見込み量(回数)	210	210	210	210	210
③確保方策(人数)	15	15	15	15	15
④確保方策(回数)	210	210	210	210	210
③過不足(③-①)	0	0	0	0	0
③過不足(④-②)	0	0	0	0	0
確保体制	実施場所 : 各医療機関 検査項目 : 血液検査、超音波検査等の国が定める基本的な健康診査項目 実施時期 : 妊娠12~39週まで				

今後の方向性	母子健康手帳交付時に「妊婦一般健康診査受診票」を交付し、妊婦健康診査費用の助成を行っていきます。また、町独自の「妊婦歯科健康診査受診票」の交付も引き続き行い、妊娠・出産への十分な準備を整えることができるよう支援を行います。
--------	---

⑫ 子どもを守るため地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応が行えるよう、要保護児童対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関の職員やネットワークを構成する関係機関等(ネットワーク構成員)の専門性強化及び関係機関等との連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

今後の方向性	児童虐待の防止、早期発見・早期対応、被害児童の保護等、児童虐待に総合的に対応するため、定例的な情報交換や、児童の状況把握や問題点の確認、支援の経過報告や新たな情報の共有、支援計画の検討等を行います。(要保護児童対策地域協議会の開催等)
--------	---

⑬ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況を勘案し、特定教育・保育施設に対して保護者が支払うべき日用品、文房具そのほかの教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

今後の方向性	本町での実施予定はありません。
--------	-----------------

⑭ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な事業者の新規参入を支援するほか、特別な支援が必要な子どもを受け入れる認定こども園の設置者に対して、必要な費用の一部を補助する事業です。

今後の方向性	本町での実施予定はありません。
--------	-----------------

⑮ 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

今後の方向性	見込み量がほぼないため、確保方策の設定はしませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。
--------	--

⑯ 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

今後の方向性	見込み量がほぼないため、確保方策の設定はしませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。
--------	--

⑰ 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

(令和4年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和6年4月1日施行))

[単位:人]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量	0	0	0	0	0
②確保方策	0	0	0	0	0

今後の方向性	見込み量がほぼないため、確保方策の設定はしませんが、必要に応じて事業の実施を検討します。
--------	--

⑱ 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

(令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和7年4月1日施行))

[単位:回/年]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(面談回数)	30 (妊婦10人×3)	30 (妊婦10人×3)	30 (妊婦10人×3)	30 (妊婦10人×3)	30 (妊婦10人×3)
②確保方策(面談回数)	30	30	30	30	30
直営	30	30	30	30	30
業務委託	0	0	0	0	0
確保体制	実施主体：西ノ島町役場健康福祉課(直営)				

今後の方向性	関係機関と連携し、妊婦等に寄り添った支援ができるよう、引き続き対応します。
--------	---------------------------------------

⑲ 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等のきめ細かい支援を実施する事業です。利用期間は原則7日以内となっています。

(令和6年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に追加(令和7年4月1日施行))

本町では、資源と人材に限りがあり、事業の実施ができません。しかし、これまで隠岐島前病院の助産師と保健師が情報共有して連携することで、母子に対して必要な支援を行っています。

[単位:人、箇所]

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込み量(延べ人数)	0	0	0	0	0
②確保方策(延べ人数)	0	0	0	0	0
③確保方策(実施箇所)	0	0	0	0	0

今後の方向性	本町での実施は難しいため、今後は里帰り先で事業利用ができるよう検討していきます。
--------	--

第5章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、本計画の周知を図り、子ども・子育て支援に関する情報提供、情報発信を進めます。

そして、施策に関わる庁内の関係各課や島根県等と連携・協力し、横断的な取り組みを積極的に進めるとともに、保育園・学校・事業所・町民と連携して、多くの方々の意見を取り入れながら取り組みを進めていきます。

2. 計画の進行管理

本計画を着実に推進していくためには、施策の進捗状況の定期的な点検・評価が重要となります。

そのため、PDCA サイクル(Plan〔計画〕－Do〔実行〕－Check〔点検・評価〕－Action〔改善〕)に基づく進行管理を毎年実施し、必要に応じて施策の改善及び計画の見直しを行います。

■委員名簿

所 属	役 職	氏 名
一般公募		間 康一
西ノ島町民生児童委員協議会	主任児童委員	小谷 美也子
シオンこどもえん	園長	大野 光
みた保育園	園長	北原 慎也
西ノ島小中学校	校長	仲山 幸浩
シオンこどもえん保護者会	会長	灘 奈々
みた保育園保護者会	会長	玉井 茜
西ノ島小中学校PTA	会長	
西ノ島町社会福祉協議会	局長	中尾 敦子
隠岐島前病院	医師	福田 聡司
隠岐保健所島前保健環境課	保健師	田中 愛望
西ノ島町教育委員会教育課	課長	天草 巧

■事務局

健康福祉課	課長	伊藤 義樹
健康福祉課	課長補佐	小藤 和美
健康福祉課	課長補佐	中川 麻衣子

第3期西ノ島町子ども・子育て支援事業計画

令和8年3月

発行：西ノ島町

編集：西ノ島町健康福祉課

〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田 600 番地 4

電話：08514-6-0104 FAX：08514-6-1183